⑵　場所
　上記１⑴①②③　東京都渋谷区宇田川町７―13　第二共同ビル南館　地下１階Ａ会議室
　上記１⑴④⑤⑥　大阪府大阪市中央区大手前４－１－20　日本放送協会　大阪放送局　17階第７会議室
　上記１⑴⑦　愛知県名古屋市東区東桜１―13―３　日本放送協会　名古屋放送局　９階901会議室
⑶　落札者の決定
　ＮＨＫにおいてあらかじめ設定する予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1000点）と、入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点（1000点）を乗じて得た得点を足して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者として決定する。
　ただし、「総合評価点」の最も高い者が、次に掲げる場合に該当すると認められる場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
①　当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合
イ．本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。
ロ．上記イの基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」して終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。
ハ．上記イの基準を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力すること。
②　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合。
⑷　「総合評価点」が同一となる入札参加者が複数いる場合
　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
⑸　落札者の公表
　落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名または名称、落札金額および落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
⑹　再度入札等
　入札者またはその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ、入札条件の見直しを行った上で再度の公告と入札を行うものとする。
８　その他
⑴　契約手続において使用する言語および通貨
　日本語および日本国通貨
⑵　入札保証金および契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　契約条項　業務委託契約書（案）による
⑹　データルーム
　契約・収納業務で使用を必須としている携帯端末等を公開するデータルームを設置する。閲覧時間は１時間とする。なお、閲覧は入札説明会に参加し「秘密保持に関する誓約書」を提出した者に限る。
日時
　平成24年３月23日（金）13時00分～18時00分
　平成24年３月26日（月）、27日（火）10時00分～18時00分(12時00分～13時00分を除く)
場所
　次の３か所において実施する。(いずれも同一内容)
　Ⅰ東京
　　東京都渋谷区神南２－２－１　ＮＨＫ放送センター
　Ⅱ大阪
　　大阪府大阪市中央区大手前４－１－20
　　日本放送協会　大阪放送局
　Ⅲ名古屋
　　愛知県名古屋市東区東桜１―13―３　日本放送協会　名古屋放送局
　参加申込
　　データルームの閲覧を希望する者（３名以内）は、平成24年３月22日（木）17時00分までにＮＨＫホームページのメールフォームで申込みを行う。希望日時は先着順とし申込みは原則１回とする。
９　本件に関する照会先
　〒150―8001 東京都渋谷区神南２－２－１
日本放送協会　営業局営業推進センター　入札担当
　電話　03―5455―5165・5158
　ＨＰ　http://www.nhk.or.jp/boshu/nyusatsu17/

裁決の公告

　大阪弁護士会が平成23年４月25日に告知した同会所属弁護士　岸田　　功　会員(登録番号9515)に対する懲戒処分（業務停止３月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年２月14日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年２月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
　平成 24 年２月 18 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

　東京弁護士会が平成23年10月３日に告知した同会所属弁護士　鈴木　正巳　会員（登録番号18121）に対する懲戒処分（業務停止３月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年２月14日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年２月17日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
　平成 24 年２月 17 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

　第一東京弁護士会が平成23年７月27日に告知した同会所属弁護士　今井　隆雄　会員（登録番号8392）に対する懲戒処分（業務停止２年）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年２月14日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年２月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
　平成 24 年２月 18 日　　日本弁護士連合会

弁護士会館使用規程の一部改正

　倫理研修規則（規則第六十四号）の全部を左の通り改正したので公告する。
　平成二十四年二月十六日　　日本弁護士連合会
　　倫理研修規則
　倫理研修規則（規則第六十四号）の全部を改正する。
（趣旨）
第一条　この規則は、倫理研修規程（会規第四十二号。以下「規程」という。）第五条の規定に基づき、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が行う会員（準会員、外国特別会員及び弁護士法人である会員を除く。以下同じ。）を対象とする弁護士の綱紀及び倫理に関する研修（以下「本会の倫理研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
（倫理研修参加義務）
第二条　会員は、弁護士登録の日の属する年度（毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）において、その年度（弁護士登録をした日から当該年度終了までの間に本会の倫理研修が実施されない場合は翌年度）に実施される本会の倫理研修（以下「登録年度研修」という。）に参加しなければならない。
２　前項に規定するほか、毎年四月三十日（以下「基準日」という。）までに次の各号のいずれかに該当することとなる会員は、当該基準日の属する年度（以下「基準年度」という。）に実施される本会の倫理研修（以下「基準年度研修」という。）に参加しなければならない。
一　弁護士登録後満三年となる者
二　弁護士登録後満五年となる者
三　前号に該当した後の弁護士登録の期間が五の整数倍の年数となる者